



○営業時間の変更及び年末年始の休業について

令和4年11月30日(水) 15:00まで営業

令和4年12月30日(金) 13:00まで営業

令和4年12月31日(土)～令和5年1月3日(火) 休業

○西部農機具センター出張サービスについて

令和4年12月16日(金) 9:30～14:00 ご利用ください

○ゆがわら農林水産まつりについて

開催日時 令和5年1月28日(土)9:00～15:00

開催場所 JA かながわ西湘湯河原選果場及び湯河原中央支店駐車場

農産物共進会出品依頼及び各支店搬入時間

柑橘類・キウイ:令和5年1月26日(木)8:30～9:00

野菜類・加工品:令和5年1月27日(金)8:30～9:00

——【温州みかん】*下線が引いてあるものは重要防除です。必ず防除を行いましょう。——

収 穫 丁寧な収穫作業と貯蔵の管理を徹底しましょう。

貯蔵みかんの品質のバラつきをなくすため、果実の着色状況に応じて、2回以上に分けて収穫しましょう。

収穫適期を逃して、浮皮果にならないように注意して下さい。

- ※収穫の目安
- 大津四号 ⇒ 完全着色
 - 青島温州 ⇒ 8分色以上

果実管理

通常予措：コンテナ 8 分目ほどに軽く入れて、通気の良い貯蔵庫下屋等で10～15 日間乾燥した空気にさらします。総量の5%程度の減量(しおれ)が目安です。(果皮がややしなびて弾力を持つ程度)

高温予措：着色促進と減酸を目的に、収穫直後に20℃で7日間果実を保温しておく。果実の傷からくる腐れが早いので、再度選果をしてから貯蔵・出荷をしましょう。

貯 蔵

予措終了後、温度3～5℃・相対湿度85%を目安に貯蔵します。朝夕の換気と定期的に点検で腐敗果を取り除きましょう。また、0℃付近になると低温障害をおこすので、寒波時は貯蔵庫を密閉しましょう。

病虫害防除等 収穫後の12月下旬～1月中旬(厳寒期の散布は避けましょう)

○ミカンハダニ アタックオイル 60倍 1.66ℓ/水100ℓ 又は

○ヤノネカイガラムシ ハーベストオイル 60倍 1.66ℓ/水100ℓ

* 散布量は10aあたり500～600ℓを目安に、たっぴり散布しましょう。

(病虫害多発生の主な原因は、密植と薬剤のかけムラです。)

——【中晩柑】——

防寒・鳥害対策のため、袋かけやネット被覆を実施しましょう。園地や品種により差がありますが、1月中旬までには終了するように作業しましょう。

— 【キウイフルーツ】 —

整枝剪定 12月下旬～2月上旬(樹液の流動が始まる前に終了しましょう。)

一文字整枝を基本に亜主枝は2～3m間隔で配置します。高樹齢樹は樹がいたむため亜主枝の更新は避けましょう。古い亜主枝でも葉数を確保し維持しましょう。

古い側枝(結果母枝)は先追いしないよう、亜主枝、主枝に近づける、切り戻し更新を行いましょ。

結果母枝は、充実した新梢と本年の結果枝を併用し配置します。春の風害を想定し、やや多めに残しましょう。大きい切り口にはトップジンMペーストを塗布しましょう。

病害虫防除 11月下旬～12月中旬

〇かいよう病 ICボルドー66D 50倍 2kg / 水 100ℓ

土壌管理 11月～2月

土壌改良剤として、苦土石灰の施用をしましょう。 100kg～200kg / 10a

— 【うめ】 —

冬季剪定 11月～12月

縮間伐と骨格作りを重視して主枝を配置し、内向枝・平行枝等の切除をします。

※ツボミを傷めないように、年内にノコギリ剪定(太い枝の処理)を終了させましょう。

1月下旬までに細部の剪定作業(整枝・剪定)を終えましょう。1年枝は全部取らず横から出ている弱い枝は残しておきましょう。

病害虫防除 12月下旬～1月上旬(開花前)

〇カイガラムシ類・越冬病害虫 石灰硫黄合剤 7倍 14.2ℓ / 水 100ℓ

12月～1月上旬 休眠期(落葉後～萌芽前)

〇コスカシバ ガットキラ乳剤 100倍 休眠期(落葉後～萌芽前) 2回 1ℓ / 水 100ℓ

— 【お茶】 —

老朽茶園の改植準備

生産性の向上と良質茶の生産をはかるため、老朽茶園を改植することが必要です。

改植は抜根、天地返し、地ならしを計画的に行いましょう。その場合、石灰窒素をあらかじめ10aあたり80kg程度散布し、有機物の腐植化をはかりましょう。

【お願い】 農薬は適正に使用しましょう！！

県内農産物において、農薬残留基準値超過事案が発生しています。(当JA管内ではありません。)定められた使用基準を守らない場合は「農薬取締法違反」となりますので、ラベルをよく確認し使用方法を守り生産履歴の記帳に努め安心安全な農産物の生産をお願いいたします。

～農薬事故はこうして起こる！発生事例～

〇収去した作物から適用のない農薬を検出(残留基準値超過)

→当該の作物には直接散布していないが、前日に他の作物に使用した散布器を洗浄不足のまま使用した。(ホースは洗浄するが、タンクを洗う習慣がなかった。)

→当該の作物には直接散布していないが、隣接する他の作物に散布した農薬が飛散(ドリフト)した。

上記のようなことが原因となり農薬事故が起こります。農薬の登録を守って使用することはもちろん、散布器具の洗浄は念入りに、ドリフトには十分注意しましょう。同じ畑で複数の作物を栽培している場合や、圃場同士の距離が近い場合などはさらにドリフトの注意が必要です。

農薬を使用する際は、適用作物・希釈倍数・使用回数・使用方法等の使用基準を遵守するとともに飛散防止に努め、ラベルをよく確認し、必ずラベルに基づいて使用しましょう。